

◎新潟県告示第102号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、直江津港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定及び変更する。

平成30年2月2日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 新規指定

種類	名称	位置	数量及び能力
港湾管理施設	中央ふ頭ロープ小屋	上越市大字直江津 字名古浦地内	延床面積 39.75㎡ 木造平屋建て
外かく施設	第3東防波堤	上越市大字八千浦 地先	延長 661.15m
外かく施設	沖防波堤	上越市大字八千浦 地先	延長 2,900m

2 変更指定

平成18年4月28日新潟県告示第815号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	東ふ頭5号野積場	上越市大字直江津 字名古浦、大字黒井 字添地内	舗装面積 59,743.69㎡

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	東ふ頭5号野積場	上越市大字直江津 字名古浦、大字黒井 字添地内	舗装面積 61,438.69㎡

」

に、平成11年10月1日新潟県告示第1774号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	東ふ頭6号野積場	上越市大字黒井字 添地内	舗装面積 9,929㎡

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	東ふ頭6号野積場	上越市大字黒井字 添地内	舗装面積 37,660㎡

」

に変更する。